平成２３年（フ）第３３８号
宮崎市清武町加納乙268番地１　エンジェリック加納402号
債務者　日髙　義秀
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３５３号
沖縄県糸満市西崎６丁目３番12―602号コスモス西崎
債務者　杉本健太郎
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２０９号
長野市大字北堀820番地　コーポ美里Ｄ号室、前住所埼玉県熊谷市佐谷田292番地
債務者　喜多　榮子
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３６８号
岐阜県郡上市美並町大原1245番地７
債務者　新屋敷和良
1　決定年月日時　平成23年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３８２号
岐阜県各務原市蘇原野口町１丁目38番地３
債務者　岡和田和裕
1　決定年月日時　平成23年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３２０号
兵庫県伊丹市松ケ丘１丁目155番地１　ロ・アール松ケ丘101号
債務者　長山　　司
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第９９号
山口県宇部市大字東岐波1646番地
債務者　磯中　政彦
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第１１６号
山口県宇部市大字船木833番地21、従前の住所山口県防府市佐波１丁目４番12号
債務者　藤本　糾男
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第１７５号
佐賀県杵島郡江北町大字山口1840番地イ
債務者　古賀査千子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第３６９号
長崎県長崎市畝刈町1613番地35　104、旧住所長崎県西海市大瀬戸町瀬戸西濱郷557番地22
債務者　川上　丈直
1　決定年月日時　平成23年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２０２６号
名古屋市港区知多３丁目201番地　県営南陽第一住宅第１号棟第403号
債務者　加藤　文子（旧姓矢田）
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２０８号
愛知県知多郡阿久比町大字阿久比字五葉下８番地１
債務者　山内　美幸
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５８９号
千葉県山武市白幡1560番地５、従前の住所神戸市灘区灘南通２丁目３番25号
債務者　伊藤　真利（旧姓細井）
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７４１号
神戸市須磨区前池町６丁目１番３号　ソレアード須磨201号
債務者　松山節二こと　朴　　節二
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０４９号
神戸市灘区箕岡通３丁目３番15―108号
債務者　ママ・ランチこと黄山富子こと　黄　富子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０６７号
兵庫県三田市すずかけ台３丁目５番地４　12棟1003号
債務者　坪田　哲男
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３７８号
愛媛県松山市北久米町540番地
債務者　森川　達雄
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
松山地方裁判所